

「清水港カーボンニュートラルポート協議会開催要綱」の改正案について

令和 4 年 12 月、改正港湾法が施行され「港湾脱炭素化推進計画」及び「港湾脱炭素化推進協議会」に関する規定が新設された。

具体的には、港湾管理者は、港湾法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「港湾脱炭素化推進計画」を作成することができる、となった。

また、港湾法第 50 条の 3 第 1 項「港湾脱炭素化推進協議会」とは、「港湾脱炭素化推進計画」を作成しようとする港湾管理者が、計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための場として活用するものと規定された。

このことから、清水港における更なる CNP 形成を推進する目的で、現行の「清水港カーボンニュートラルポート協議会」を「清水港港湾脱炭素化推進協議会」に移行すべく、以下のとおり「清水港カーボンニュートラルポート協議会開催要綱」の改正案として、6 項目を協議する。

1 「清水港カーボンニュートラルポート協議会開催要綱」名称の改正

標題「清水港カーボンニュートラルポート協議会開催要綱」について、「清水港港湾脱炭素化推進協議会開催要綱」へ変更する。

2 (名称) 第 1 条

「清水港カーボンニュートラルポート協議会」から「港湾法第 50 条の 3 第 1 項の規定に基づき設置」を加え、名称を「清水港港湾脱炭素化推進協議会」に変更する。

3 (目的) 第 2 条

「港湾法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づき、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画(清水港港湾脱炭素化推進計画)の作成及び実施に関し必要な協議も行う」を加える。

4 (ワーキンググループ) 第 6 条

当初、CNP 形成に向けた取組の実務上の検討を行うため、テーマを定めてワーキングを置くとしていたが、アンケート及びヒアリング調査の結果、清水港の実態にあわせて現段階では不要と判断し、置くことができるに変更する。

5 (事務局) 第 8 条

港湾法第 50 条の 2 第 1 項の規定に基づき、港湾管理者が計画を作成することができることとなっていることから、事務局は港湾管理者の県、単独とする。そのため、国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所は、事務局から構成員へ変更する。

6 (附則)

この改正は、令和 6 年 3 月 22 日から施行する、を加える。

清水港カーボンニュートラルポート協議会開催要綱 新旧対照表

改 正 (案)	現 行
<p>清水港<u>港湾脱炭素化推進</u>協議会開催要綱</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、<u>港湾法第 50 条の3第1項の規定に基づき設置し</u>「清水港<u>港湾脱炭素化推進</u>協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 清水港において、次世代エネルギーの受入環境整備や港湾機能の高度化等を通じて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す「カーボンニュートラルポート」(以下「CNP」という。)の形成に向け、次世代エネルギーの利活用、省エネルギー化対策、材料生産・加工段階における温室効果ガスの削減対策、また、これらに必要となる港湾の施設の規模・配置等について、関係者による検討を行うことを目的とする。</p> <p><u>また、港湾法第 50 条の2第1項の規定に基づき、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画(清水港港湾脱炭素化推進計画)の作成及び実施に関し必要な協議も行う。</u></p> <p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。</p> <p>2 構成員等の追加等は、事務局が決定する。</p> <p>(協議会の取扱い)</p> <p>第4条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。</p> <p>一 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。</p> <p>二 議事次第は、会議終了後に公開する。</p> <p>三 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。</p> <p>四 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。</p> <p>(構成員以外の者の出席)</p>	<p>清水港カーボンニュートラルポート協議会開催要綱</p> <p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、「清水港カーボンニュートラルポート協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 清水港において、次世代エネルギーの受入環境整備や港湾機能の高度化等を通じて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す「カーボンニュートラルポート」(以下「CNP」という。)の形成に向け、次世代エネルギーの利活用、省エネルギー化対策、材料生産・加工段階における温室効果ガスの削減対策、また、これらに必要となる港湾の施設の規模・配置等について、関係者による検討を行うことを目的とする。</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。</p> <p>2 構成員等の追加等は、事務局が決定する。</p> <p>(協議会の取扱い)</p> <p>第4条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。</p> <p>一 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。</p> <p>二 議事次第は、会議終了後に公開する。</p> <p>三 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。</p> <p>四 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。</p> <p>(構成員以外の者の出席)</p>

第5条 事務局は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会にワーキンググループ(以下「WG」という)を置くことができる。

- 2 WGは、清水港のCNP形成に向けた取組の実務上の検討を行うため、テーマを定めて設置する。
- 3 WGは、構成員と各テーマに応じた構成員以外の関係者で組織する。
- 4 構成員以外の関係者は、清水港のCNP形成に資すると事務局が判断した者とする。

(秘密保持)

- 第7条 協議会の構成員及びその関係者は、協議会で知り得た情報(第4条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。
- 2 関係者とは、第5条及び第6条に掲げる構成員以外の関係者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料を取り纏める者をいう。

(事務局)

第8条 協議会に係る事務は、**国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所**と静岡県交通基盤部港湾局が処理する。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

(附則)

この改正は、令和6年 3月 22 日から施行する。

第5条 事務局は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会にワーキンググループ(以下「WG」という)を置く。

- 2 WGは、清水港のCNP形成に向けた取組の実務上の検討を行うため、テーマを定めて設置する。
- 3 WGは、構成員と各テーマに応じた構成員以外の関係者で組織する。
- 4 構成員以外の関係者は、清水港のCNP形成に資すると事務局が判断した者とする。

(秘密保持)

- 第7条 協議会の構成員及びその関係者は、協議会で知り得た情報(第4条の規定により公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。
- 2 関係者とは、第5条及び第6条に掲げる構成員以外の関係者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料を取り纏める者をいう。

(事務局)

第8条 協議会に係る事務は、国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所と静岡県交通基盤部港湾局が処理する。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

清水港港湾脱炭素化推進協議会開催要綱（案）

（名称）

第1条 本会は、港湾法第50条の3第1項の規定に基づき設置し「清水港港湾脱炭素化推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 清水港において、次世代エネルギーの受入環境整備や港湾機能の高度化等を通じて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す「カーボンニュートラルポート」（以下「CNP」という。）の形成に向け、次世代エネルギーの利活用、省エネルギー化対策、材料生産・加工段階における温室効果ガスの削減対策、また、これらに必要となる港湾の施設の規模・配置等について、関係者による検討を行うことを目的とする。

また、港湾法第50条の2第1項の規定に基づき、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画（清水港港湾脱炭素化推進計画）の作成及び実施に関し必要な協議も行う。

（構成）

第3条 協議会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

2 構成員等の追加等は、事務局が決定する。

（協議会の取扱い）

第4条 協議会の取扱いは、以下によるものとする。

- 一 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。
- 二 議事次第は、会議終了後に公開する。
- 三 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 四 協議会の議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

（構成員以外の者の出席）

第5条 事務局は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（ワーキンググループ）

第6条 協議会にワーキンググループ（以下「WG」という）を置くことができる。

- 2 WGは、清水港のCNP形成に向けた取組の実務上の検討を行うため、テーマを定めて設置する。
- 3 WGは、構成員と各テーマに応じた構成員以外の関係者で組織する。
- 4 構成員以外の関係者は、清水港のCNP形成に資すると事務局が判断した者とする。

（秘密保持）

第7条 協議会の構成員及びその関係者は、協議会で知り得た情報（第4条の規定により

公開された議事次第、配布資料及び議事概要を除く。)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

2 関係者とは、第5条及び第6条に掲げる構成員以外の関係者のほか、資料作成に関わる者、協議会資料を取り纏める者をいう。

(事務局)

第8条 協議会に係る事務は、静岡県交通基盤部港湾局が処理する。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか、協議会に関する必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、令和3年11月30日から施行する。

(附則)

この改正は、令和6年3月22日から施行する。

(別表)

清水港港湾脱炭素化推進協議会 構成員(案)

(順不同)

区分	構成員
民間事業者	株式会社アイ・テック
	アオキトランス株式会社
	株式会社天野回漕店
	ENEOS株式会社
	株式会社カナサシ重工
	川崎近海汽船株式会社
	栗林商船株式会社
	JFEエンジニアリング株式会社
	株式会社J-オイルミルズ
	静岡ガス株式会社
	清水港振興株式会社
	清水コンテナターミナル株式会社
	清水埠頭株式会社
	ジャパンオイルネットワーク株式会社
	鈴与株式会社
	鈴与海運株式会社
	鈴与商事株式会社
	清和海運株式会社
	中部電力株式会社
	株式会社中山製鋼所
日軽産業株式会社	
日本軽金属株式会社	
三井・ケマーズフロロプロダクツ株式会社	
株式会社三保造船所	
関係団体	静岡県倉庫協会清水支部
	一般社団法人静岡県トラック協会
	静岡県旅客船協会
	静岡商工会議所
	清水海運貨物取扱同業会
	清水港上屋利用組合
	清水港運協会
	清水港船舶代理店会
清水港冷蔵団地管理組合	
行政機関	国土交通省中部地方整備局 (清水港湾事務所)
	静岡県 (事務局：交通基盤部港湾局)
	静岡市

令和6年3月22日時点